



①河原小学校跡地



②迫水小学校跡地

# 学校跡地の

# 活用者を募集します



③龍門小学校跡地



③旧龍門小体育館



①旧河原小体育館



②旧迫水小体育館

**募集期限**  
7月31日(木)  
(消印有効)

民間の資本や豊富なノウハウを活用し、学校跡地の有効活用と地域の活性化を図るため、活用者を募集します。たくさんの方をお待ちしています。

### 募集物件

#### ①河原小学校跡地

- ▼所在地 菊池市下河原4692番地
- ▼敷地面積 9217㎡
- ▼延床面積 校舎 1668㎡ 体育館 392㎡

#### ②迫水小学校跡地

- ▼所在地 菊池市重味2836番地
- ▼敷地面積 4万3756㎡
- ▼台帳面積のため増減が生じます。
- ▼延床面積 校舎 1774㎡ 体育館 534㎡

#### ③龍門小学校跡地

- ▼所在地 菊池市龍門356番地
- ▼敷地面積 1万1891㎡
- ▼台帳面積のため増減が生じます。
- ▼延床面積 校舎 1812㎡ 体育館 534㎡
- ▼建物、土地などの詳細はホームページをご覧ください。

### 募集内容

校舎などの学校施設を総合的に活用する人を募集します。校舎のみ、グラウンドのみなど一部活用に関しても採用する可能性があります。

体育館とグラウンドを一体的に利用したい場合は、その内容を記載してください。使用方法や維持管理の方法に関して協議・調整を行います。

### 募集条件など

- ▼個人、企業、団体を問わず、どなたでも応募できます。
- ▼最低制限価格は設けません。譲渡金額は市が行う鑑定結果、賃貸金額は菊池市公有財産取扱規則に準じます。
- ▼賃貸期間は希望する期間を記載してください。
- ▼校舎の内外装改修、設備の改修などにかかる費用は、全て活用者が負担します。
- ▼敷地内にある工作物などの取り扱いに関し、地域の意向などがあるものは調整します。
- ▼使用しない備品の撤去と廃棄は活用者が負担します。
- ▼賃貸の場合は別途条件がありますのでお尋ねください。
- ▼①③の物件は地域住民が体育館、グラウンドを使用できる

### 応募方法

応募様式には、連絡先、活用概要、譲渡・賃貸の別、譲渡・賃貸の希望金額(年額)を学校跡地活用事業提案書に記載し、直接提出するか郵送でお申し込みください。

### 募集期限

7月31日(木) (消印有効)

### 活用者の決定

提出された活用提案を総合的に審査して決定します。審査の結果、活用者の選定に至らない場合は再募集します。

### 問い合わせ・申込先

〒861-11392  
(住所記載不要)  
企画振興課地域振興係  
☎0968 (25) 7250  
✉kikaku@city.kikuchi.jp

# 3つの基礎年金があなたの一生をサポートします

## 老後に備えます

65歳から一生涯、老齢基礎年金が支給されます。(終身保障)

- ▼①老齢基礎年金 平成26年度年金額 7万2800円(満額)
- ▼20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の全期間保険料を納めた人は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

▼老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年(300月)あることが必要です。

▼保険料を免除された期間の年金額は減額となりますが、保険料の未納期間は年金額の対象期間になりません。

## 不測の事態に備えます

▼会社員や公務員(厚生年金や共済組合に加入)だった人には、老齢厚生年金や退職共済年金が上乗せされて支給されます。

- ▼②障害基礎年金 働けなくなったときには「障害基礎年金」が、また、万一本人が亡くなったときは残された配偶者や子に「遺族基礎年金」が支給されます。
- ▼障害基礎年金 平成26年度年金額(定額) 1級 96万6千円 2級 7万2800円
- ▼国民年金加入中の病気やけがによる障がいがある場合は、障害基礎年金が支給されます。
- ▼遺族基礎年金 平成26年度年金額(配偶者) 99万5200円
- ▼内訳 基本額・定額 7万2800円 子1人の加算

- ▼国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計維持されていた「子のある妻・夫または「子」に支給されます。
- ▼年金機能強化法の施行により、4月からは「子のある夫」にも支給されるようになります。(平成26年4月以降の死亡が対象となります)
- ▼子は18歳到達年度の末日まで、障がいがある場合は20歳まで支給されます。
- ▼夫または妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。
- 【注意ください】 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障がいや死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日または死亡した日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

# 国民年金の「付加年金」をご存じですか？

国民年金の定額保険料(月1万5250円)に加えて付加保険料(月4000円)を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金は申し込みをした月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。付加年金の年金額は、200円×付加年金納付月数となります。

付加保険料を納付することができる人は？ 第1号被保険者(65歳以降の任意加入被保険者を除く)だけ

# 国民年金保険料の免除申請期間が変わりました

これまでさかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月(学生納付特例は4月)まででしたが、4月からは過去2年(2年1カ月前)までさかのぼって申請ができます(学生納付特例も同様)。

免除申請をする場合は申請書の提出が必要です。免除申請が遅れると、万一の際に障害年金

が加入し納めることができます。

※保険料の免除を受けている人や国民年金基金の加入者は納めることができます。

※農業者年金加入者は必ず納める必要があります。

付加保険料も2年間納付できます

これまで付加保険料は、納期限(翌月末)までに納めなければ自動的に納めることができませんでしたが、年金機構強化法の施行により、国民年金保険料と同様に納期限から2年間納めることができます。